

<黒東小学校いじめ防止基本方針>

1 黒東小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

入善町立黒東小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「黒東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第 2 条 以下、枠内は法の条文）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりこと等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われているもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であると対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止対策のための組織」（法第 22 条）を活用して行う。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴え抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ いじめの様態の例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視される
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる

- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
 - ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など
- (＜参考資料＞いじめの防止等のための基本的な方針 H29. 3. 14 最終改定)

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・前年度の認知件数 2件

(2) 本校の課題

- ・人間関係のトラブルは学年に関わらず起こる。低学年の段階から未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・冷やかしかからかい、悪口等、相手の気持ちを考えない言動が見られる。また、相手が自分の言葉で傷ついているということに気付かないということもある。言語環境やよりよい人間関係づくりに留意した教育活動に努める必要がある。
- ・全学年が単級なので、人間関係が固定してしまう傾向がある。学級集団の中で、よりよい人間関係の形成に努める必要がある。また、学級の枠を超えた異学年交流活動や縦割り活動等で一人一人のよさが発揮されるように配慮することが大切である。

(3) 令和8年度の具体的な取組

- ・運動の推進
- ・なかよしタイムや集会活動での異学年交流の充実（リーダーシップ、フォロアーシップの育成）
- ・委員会活動の充実（児童の主体的な活動を支援）
- ・温かい雰囲気学の学級づくり（ソーシャルスキルトレーニングや人間関係づくりの活動の導入、自尊感情を育む言葉かけ、総合質問紙調査 i-check、いじめアンケートの取組、教育相談、「黒東ぽかぽか週間」の取組）
- ・児童が見通しをもって意欲的に学習に取り組める単元構想や指導方法の工夫
- ・学習規律の徹底
- ・朝の会や帰りの会、授業、児童会活動等におけるコミュニケーション能力の育成
- ・校内人権週間の設定と人権集会の開催、児童による人権宣言、親切運動の取組

※ 参照 【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめへの対処

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。緊急の場合には、速やかに教育委員会に第1報を入れ、対応を協議する。
- ③ いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者に、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得ると共に、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ④ 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが適当なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ 学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。

<参考資料>

いじめの防止等のための基本的な方針 H29. 3. 14 最終改定

富山県いじめ防止基本方針 富山県・富山県教育委員会 R3.4.1 改定より

入善町いじめ防止基本方針 H30. 2. 19 一部改定 より

富山県教育委員会・富山県いじめ防止・解消対策支援チーム平成25年3月作成

「いじめの防止と解消のために」（リーフレット）より

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」 R5.2

< いじめを発見したら >

1 状況の把握

- (1) いじめられた児童から話を聞く。（受容と保護）

- ① 事実関係を丁寧に聞く。
- ② 児童の辛い気持ちを受け止める。
- ③ 保護者の感情を十分に受け止める。
※ 被害者の保護と心の安定を第一に考える。
※ 「全力で守る」ことを伝える。
※ 個人情報に配慮する。

- (2) 周囲の児童や教職員から話を聞く。

- ① 正確かつ迅速に事実関係を把握する。

- (3) いじめた児童から話を聞く。（事実確認）

- ① 複数の教師で聞く。
- ② 事実確認と指導を混同しない。
- ③ 事実関係を整理しながら聞く。
- ④ 食い違いがあった場合は必ず事実を再確認する。

2 対応方針の決定

- (1) 関係教師による対策チームを編成する。

- (2) 情報の共有と具体的対応の見通しをもつ（ケース会議）

- ① 教職員の役割を分担し、具体的な方策を決める。
- ② いじめの概要を、全教職員に伝え、全校で取り組む体制を整える。
※ 情報を共有しながら、それぞれの役割を明確にして、常にチームで対応する。

- (3) 保護者へ報告する。

- ① 被害者と加害者の保護者に、明らかになった事実と経過、今後の予定を具体的に伝え、理解と協力を求める。
※ 保護者の心情を真摯に受け止め、事実を正確に伝える。

3 解消への取組

- (1) いじめられた児童には、見守りを徹底し、安全と安心を確保する。
- (2) いじめた児童には、いじめ行為を繰り返させない。
 - ① 自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、自省を促す。
※ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導を行う。
- (3) 周囲の児童には、被害者の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。
※ 加害者と被害者の問題としてではなく、全体の問題として考えさせる。
- (4) 保護者には、当該児童にとって何が必要かを共に考える。
※ いじめられた側の心情に配慮しながら、児童を守り、正しく導くという目的を保護者と共有する。

4 いじめが解消している状態

- (1) 「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2つの条件を満たしていること。

5 再発防止

- (1) 謝罪の場を設定する。
 - ① いじめられた側に立って設定する。
- (2) 全校体制で見守る。
 - ① 全教職員で情報を共有し、いじめ行為を阻止する。
 - ② 各々の教師が、児童と共に過ごす時間を増やす。
 - ③ 関係のある児童や保護者との面談を継続する。
- (3) 指導の在り方を検証し、学級経営を点検する。
 - ① 児童の自尊感情を育む指導を推進する。

※ 参照 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

(2) いじめの未然防止

- ① いじめ防止につながる発達支持的生徒指導
 - ア 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
 - イ 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ウ 「どうせ自分なんて」と思わないように自己信頼感を育む。
 - エ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。
- ② いじめの未然防止教育
 - ア 児童自身が自分の感情に気付き、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組行う。
 - イ いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行う。
 - ウ 発達の段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会をもつことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。
- ③ いじめの早期発見対応
 - ア 日頃からの児童生徒の言動や表情等の観察から、児童の些細な変化を見逃さない。
 - イ 学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知する。
 - ウ アンケート調査、教育相談活動を実施する。
 - エ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げる。

(＜参考資料＞「生徒指導提要」R4改定)

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
※ 「相当の期間」・・・年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席おり、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は欠席が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図ると共に、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議する。

(2) 発生時の報告

① 報告先

学校は、重大事態に該当すると認めたときは、その旨を、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長へ報告する。

② 報告時期等

重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行う。

(3) 重大事態の対応についての留意事項

① 平素からの報告及び記録の重要性についての意識涵養

ア 各教員が、普段からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録する。校内研修等を通じ、報告及び記録の重要性についての意識を涵養しておく。

② 重大事態に関する教職員の意識啓発の励行

ア 重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を、教職員が正確に理解しておく。

イ 重大事態の調査は学校と設置者が連携して行う。

ウ 平素から、生徒指導の方針に係る保護者等への説明やいじめを認知し、又はいじめの疑いのある事案に係る情報に接した際の組織的な対応を励行する。

③ 資料の保管

ア 調査中に関係資料を誤って破棄する等の不適切な対応が起こることのないよう関係資料の保存期間を明確に決めておく。

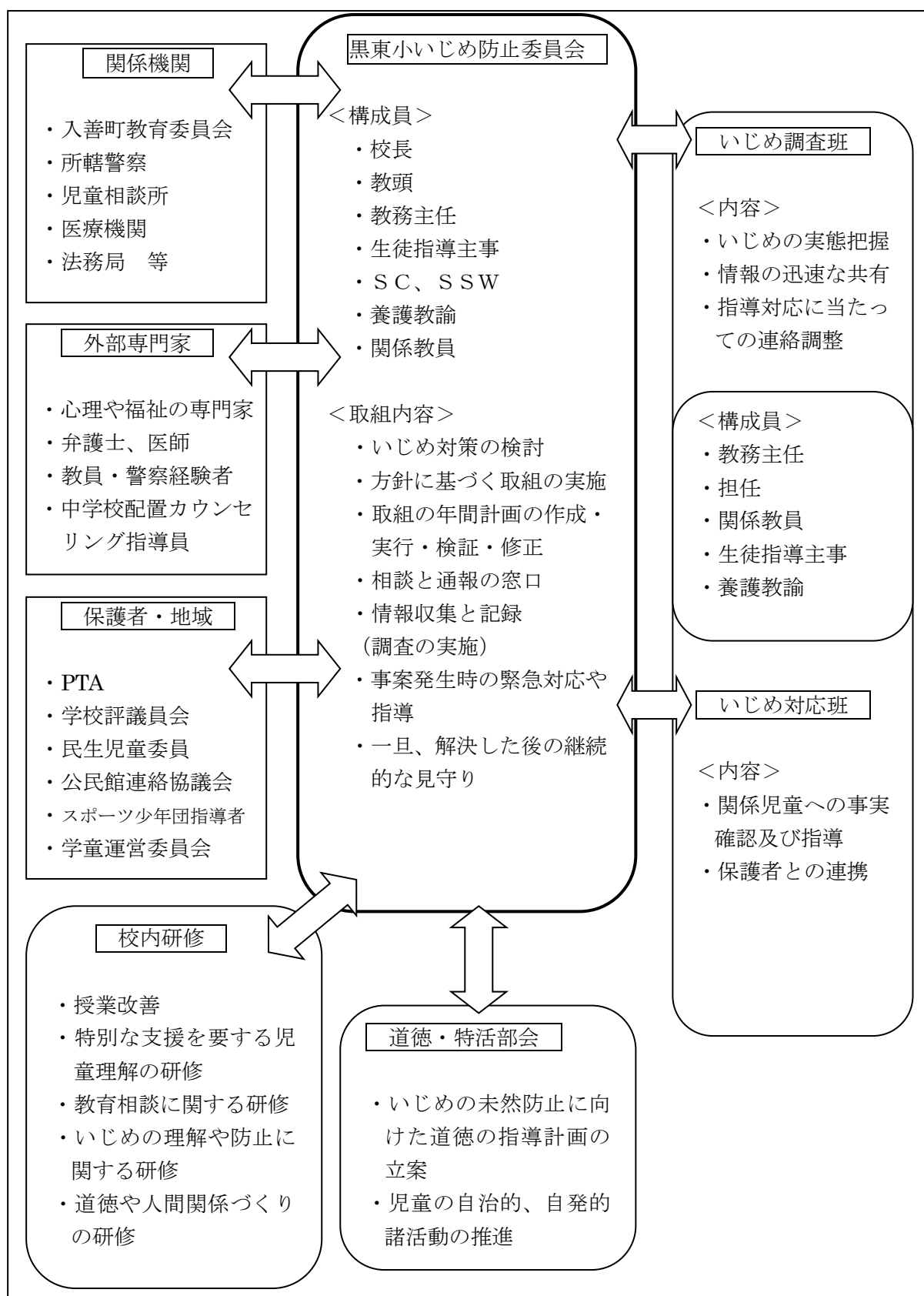
イ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び重大事態の調査の報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

<参考資料>

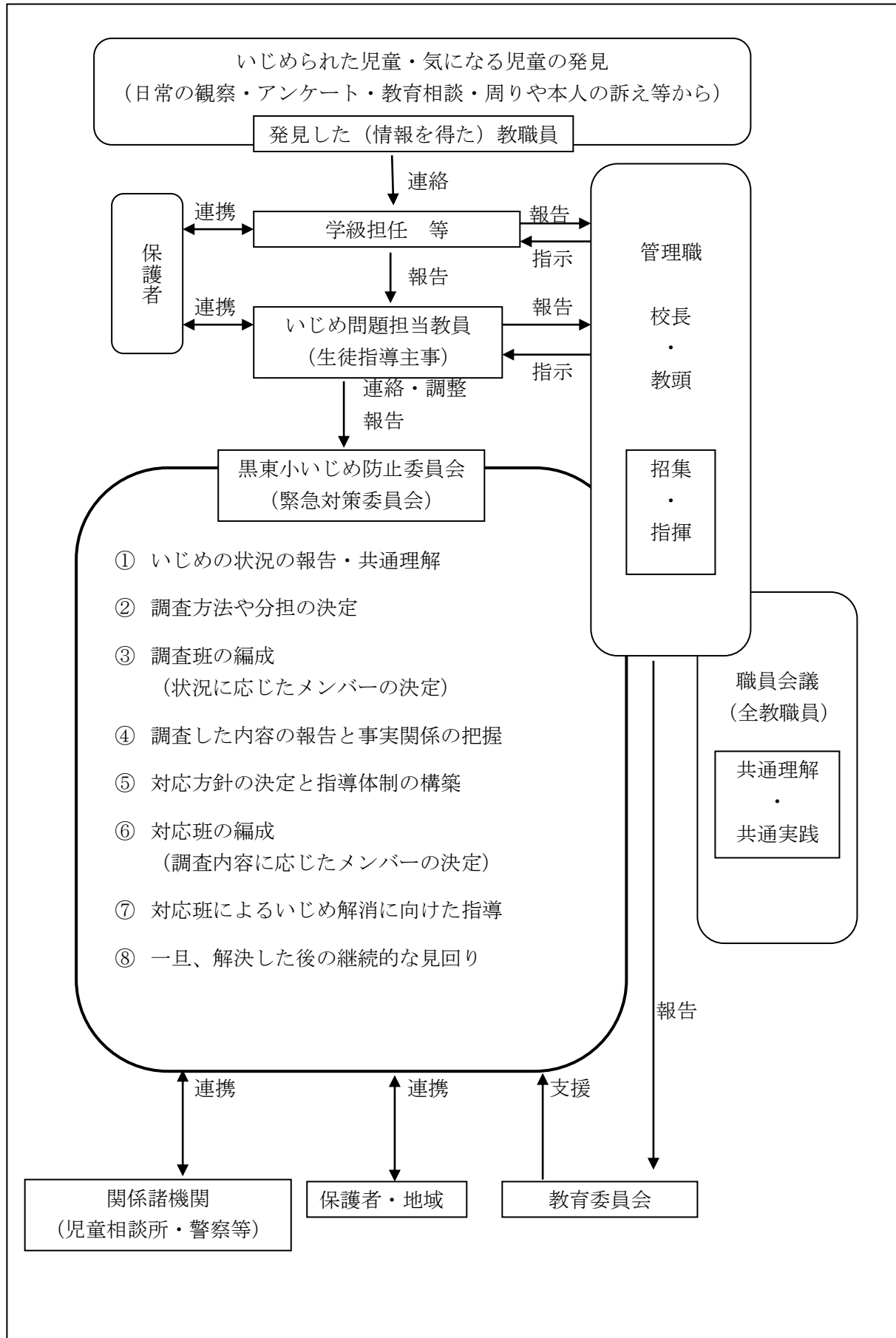
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 R6.8
管内小・中学校教頭研修会 東部教育事務所 R7.4.14 より

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(「法」第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	黒東小いじめ防止委員会 実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※ 職員会議で共通理解 PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発 いじめ問題に関する職員研修会①				
未然防止への取組	いじめ実態把握調査 i-check ① 学級づくり 人間関係づくり (全校集会・遠足等) 児童会による「ぼかぼか運動」の取組				
早期発見への取組	週1回 全職員による情報交換 いじめ・生活アンケート① 教育相談仲間				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	← 黒東小いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施 いじめ問題に関する職員研修会② 黒東小いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し →						
未然防止への取組	← ② 学級づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習 スポーツ集会等) 児童会による「人権週間」への取組 いじめ実態把握調査 i-check ② 学級づくり 人間関係づくり (6年生を送る会・卒業式等) 児童会による「ぼかぼか運動」の取組 児童会による「ぼかぼか運動」の取組 道徳科・特別活動計画へ生かす →						
早期発見への取組	← 週1回 全職員による情報交換 いじめ・生活アンケート② 教育相談旬間 児童・保護者 学校評価アンケート いじめ・生活アンケート③ 教育相談旬間 →						

